

～がんで治療をしている方のために～
医療用ウィッグ（かつら）
乳房補整具購入費用助成のご案内



袋井市

令和5年4月1日改訂版

袋井市では、がん患者の皆様の治療と就労や社会参加を応援し、療養生活の質がより良いものになるよう、ウィッグ（かつら）や乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

対象となる方

以下の①～⑤の条件を全て満たす方

- ① がんと診断され、その治療を受けた又は現在治療を行っている方
- ② 【医療用ウィッグ】
がん治療に起因する脱毛に対応するために、ウィッグが必要となる方
【乳房補整具】
がん治療において、乳房の切除等外科的処置を行い乳房補整具が必要となる方
- ③ 医療用補整具を購入した日から申請日において、継続して袋井市に住所がある方
- ④ 市税（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない方
- ⑤ 過去に他の都道府県及び市区町村において補整具等の購入に対する助成等を受けていない方（医療用補整具のいずれか片方のみ助成を受けている場合は、対象となります）

助成金額

申請は1補整具につき1回限りです。

対象品目	助成金額
医療用ウィッグ	20,000 円
乳房補整具（ア、イは、どちらか一方が対象となります）	
ア 補整下着（下着とともに使用するパットを含む）	20,000 円
イ 人工乳房	100,000 円

※ 金額は助成の上限金額です。

※ 医療用ウィッグの付属品及びケア用品、購入に要した交通費、郵送料は対象外です。

※ 助成金額を超える金額は、自己負担になります。

申請期間

購入した時期により申請期間が異なります。

- ・ 4月～12月 ⇒ 補整具を購入した日の属する年度内（3月31日まで）に申請を行ってください。
- ・ 1月～3月 ⇒ 補整具を購入した日の翌日から起算して90日以内に申請を行ってください。

申請に必要な書類・持ち物

※ 申請に必要な書類は、袋井市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/9/4/jyakunen/1571213283111.html>

1. がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書（様式第1号）
2. がん治療を受けている（いた）ことを証する書類の写し（薬物療法又は手術に関する説明書や診断書、治療計画書など）
治療方針計画書等、がん治療に伴い、脱毛又は乳房を切除したことを証明する書類
3. 領収書原本⇒申請者氏名、購入日、品目、金額の記載があるもの。
医療用ウィッグは全頭用であること、乳房補整具は補整下着又は人工乳房であることが備考等に記載があるもの。
4. がん患者医療用補整具購入費助成金請求書（様式第4号）
5. 住民票の写し（助成対象が未成年の方のみ）
※ 助成対象者が未成年の場合は、助成対象者及び申請者本人の住民票の写しで、申請者が法定代理人であること（続柄）が分かるもの。発行から3か月以内で個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出。
6. 申請者の振込先口座の確認できるもの（通帳、カードなど）
7. 認め印（持参）
8. 市民税の納税状況がわかる書類
 - ①申請が1～5月⇒前年の1月1日現在、袋井市に住所がない方
 - ②申請が6～12月⇒その年の1月1日現在、袋井市に住所がない方※ ①、②の方以外は、市で確認できるので不要です。

助成の流れ

1. 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、袋井保健センターへ提出してください。
2. 申請書、添付書類を確認・審査をしたうえで、申請者へ交付決定通知書を送付します。
※ 審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧させていただくほか、関係機関へ照会等もさせていただきます。
3. 請求書に指定された口座に助成金を振り込みます。



申請に当たっての注意事項

- ◆ ウィッグ（かつら）のみではなく、乳房補整具も購入した、あるいは、ウィッグを複数購入した場合は、1回にまとめて申請してください。
- ◆ 助成対象となるウィッグ（かつら）は、医療用に限りませんが、全頭用（毛付き帽子、装着時に皮膚を保護するネットを含む）の物が対象となります。
- ◆ 領収書は原本を持参してください。申請時に【申請済み】のスタンプを押し、原本は返却します。写し（コピー）は不可です。
- ◆ 領収書は、助成対象品であるかを確認するうえで重要な書類となります。必ず、購入した金額の明細がわかるものを提出してください。
- ◆ 領収書の宛名は、申請者の【フルネーム】のもので提出ください。

よくあるお問合せ



Q1. 過去にがん治療を受けていたのですが、助成対象となりますか？

A1. 助成対象になります。

過去にがんと診断され、がん治療に伴い、ウィッグ又は乳房補整具が必要となる方が対象となります。

Q2. 乳房補整具は、乳がんによるものに限られますか？

A2. 乳がんに限りません。皮膚がん等のがん治療における外見の変化をカバーする乳房補整具であれば対象になります。

Q3. 自作したウィッグは対象になりますか？

A3. 自作のウィッグは対象になりません。

Q4. 補整具を購入する際に発生した、送料や手数料も助成対象になりますか？

A4. 送料や手数料は対象外です。

Q5. 領収書の宛名が漢字ではなく、カナでも申請可能か？

A5. フルネームで記載してあれば、申請可能です。

Q6. インターネット（クレジット決済）で購入しました。領収書が出ない場合はどうすれば良いですか？

A6. クレジットカード会社からの請求明細の原本と申込の受注確認のメールなどをプリントアウトしたものなど、購入内容が確認できる書類を提出してください。購入内容の詳細が無い場合は申請できません。

Q7. 再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合に、また利用できますか？

A7. できません。対象者 1 人につき、1 回限りです。

Q8. 領収書には但し書きが必要ですか？

A8. 医療用ウィッグは全頭用であること、乳房補整具は補整下着又は人工乳房であることが記載してある必要があります。



書類提出先及びお問い合わせ先

【袋井保健センター】

はーとふるプラザ袋井（袋井市総合健康センター2階）

保健予防課 検診指導係

住 所：〒437-0061 静岡県袋井市久能 2515-1

電 話：0538-42-7275 FAX：0538-42-7276

受付時間：月～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

がんに関する相談窓口



がん相談支援センター（磐周地区）

◆中東遠総合医療センター

電 話：0537-28-8159（がん相談支援センター直通）

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）

9時00分～16時00分

◆磐田市立総合病院

電 話：0538-38-5286（がん相談支援センター直通）

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）

8時15分～17時

※ 県内には、上記以外にもがん相談支援センターがあります。

詳しくは

静岡県公式ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp>

がん相談支援センター

